

(実施方針)

西長沢浄水場 全体平面図 S=1/2000

・濃縮槽 補機類、配管等 撤去工事

・濃縮槽 電気設備 撤去工事

・排泥池 電気設備 撤去工事

・排水池 電気設備 撤去工事

・放流用浄水設備 機械電気設備 撤去工事

・二次濃縮設備 機械電気設備 撤去工事

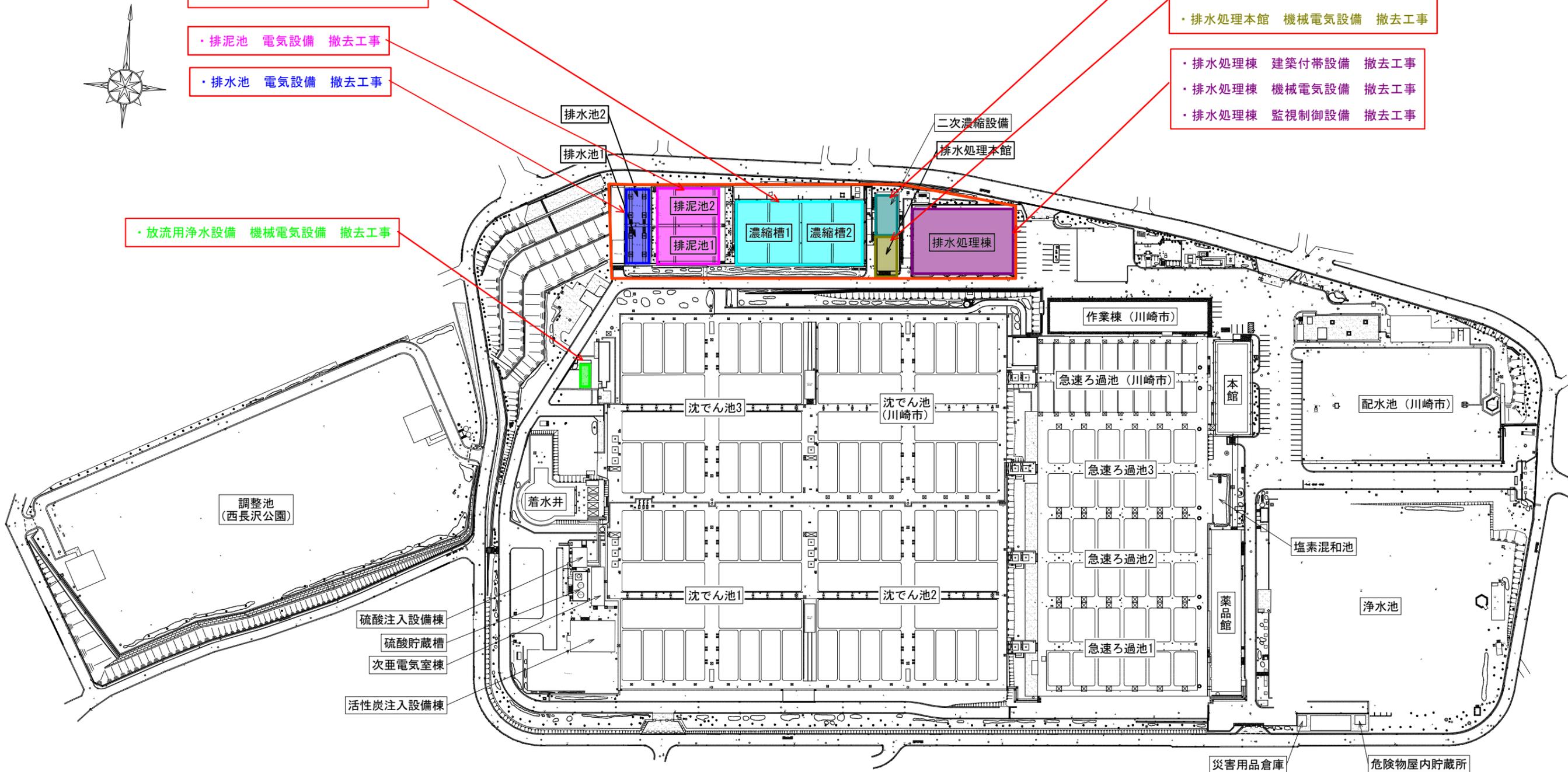
・排水処理本館 建築付帯設備 撤去工事

・排水処理本館 機械電気設備 撤去工事

・排水処理棟 建築付帯設備 撤去工事

・排水処理棟 機械電気設備 撤去工事

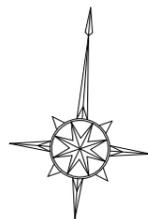
・排水処理棟 監視制御設備 撤去工事



【凡例】  
色付き : 事業対象範囲

(実施方針)

西長沢浄水場 全体平面図 S=1/2000



- ・濃縮槽 補機類、配管等 新設工事
- ・濃縮槽 電気設備 新設工事

- ・排泥池 電気設備 新設工事

- ・排水池 電気設備 新設工事

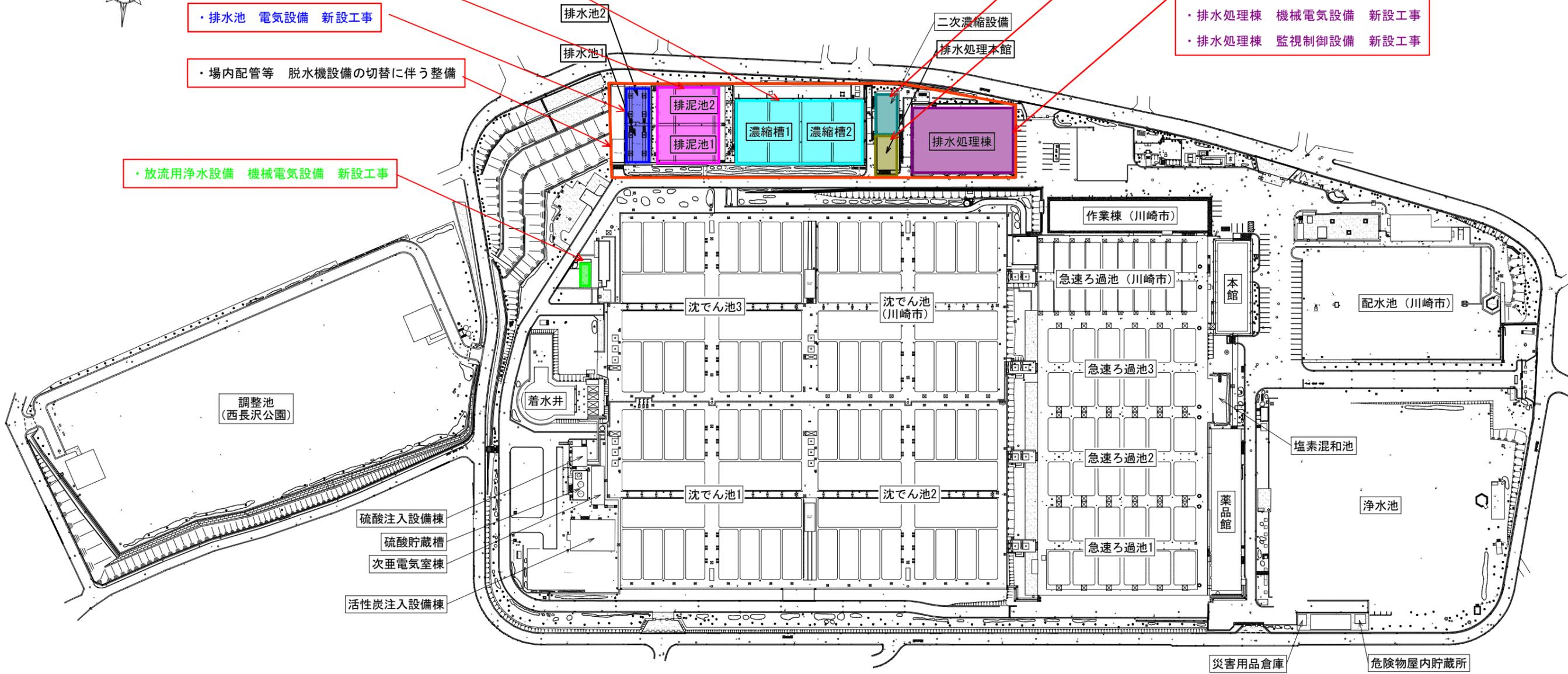
- ・場内配管等 脱水機設備の切替に伴う整備

- ・放流用浄水設備 機械電気設備 新設工事

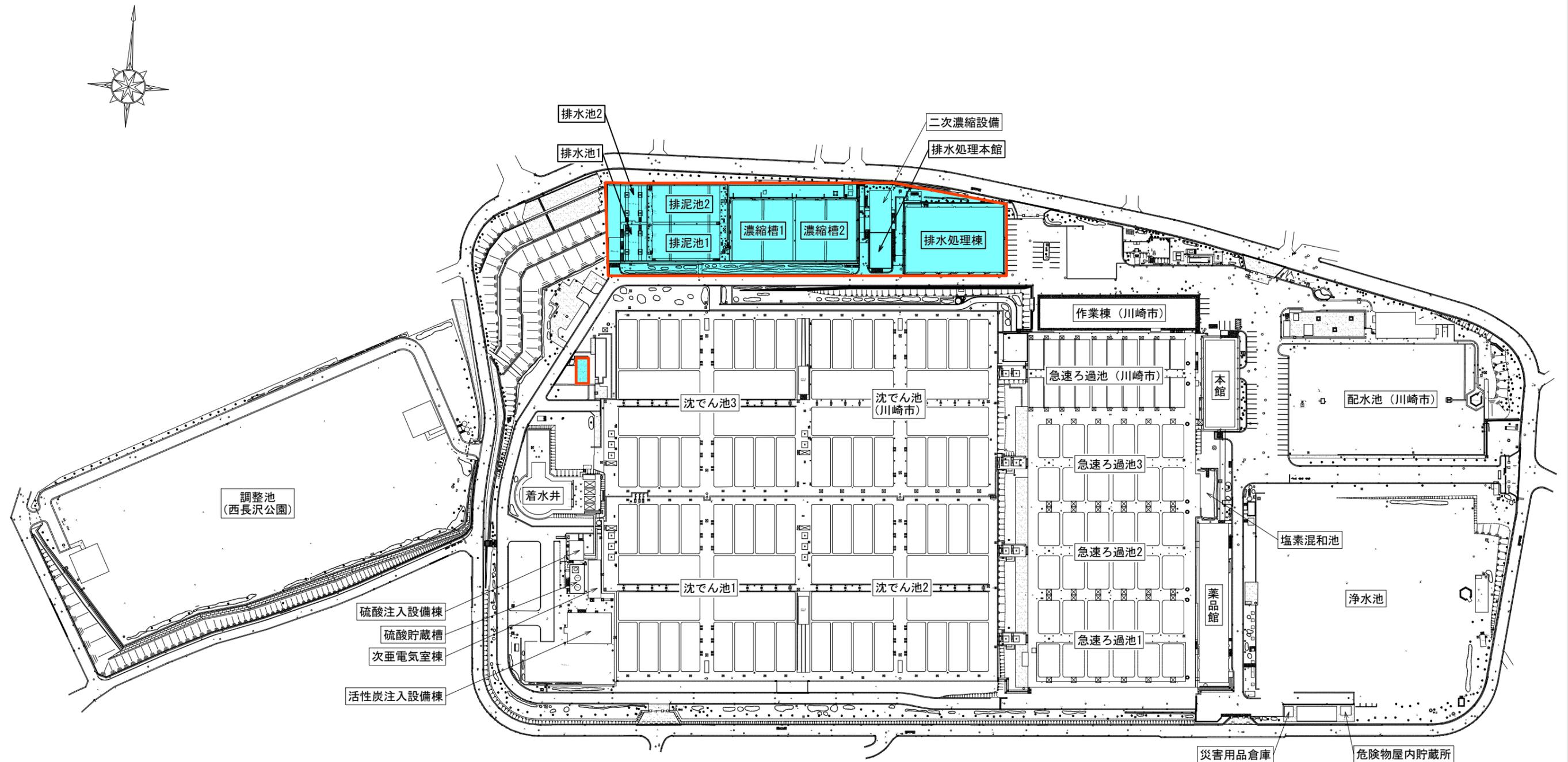
- ・二次濃縮設備 機械電気設備 新設工事

- ・排水処理本館 建築付帯設備 新設工事
- ・排水処理本館 機械電気設備 新設工事

- ・排水処理棟 建築物の一部改修工事
- ・排水処理棟 建築付帯設備 新設工事
- ・排水処理棟 機械電気設備 新設工事
- ・排水処理棟 監視制御設備 新設工事

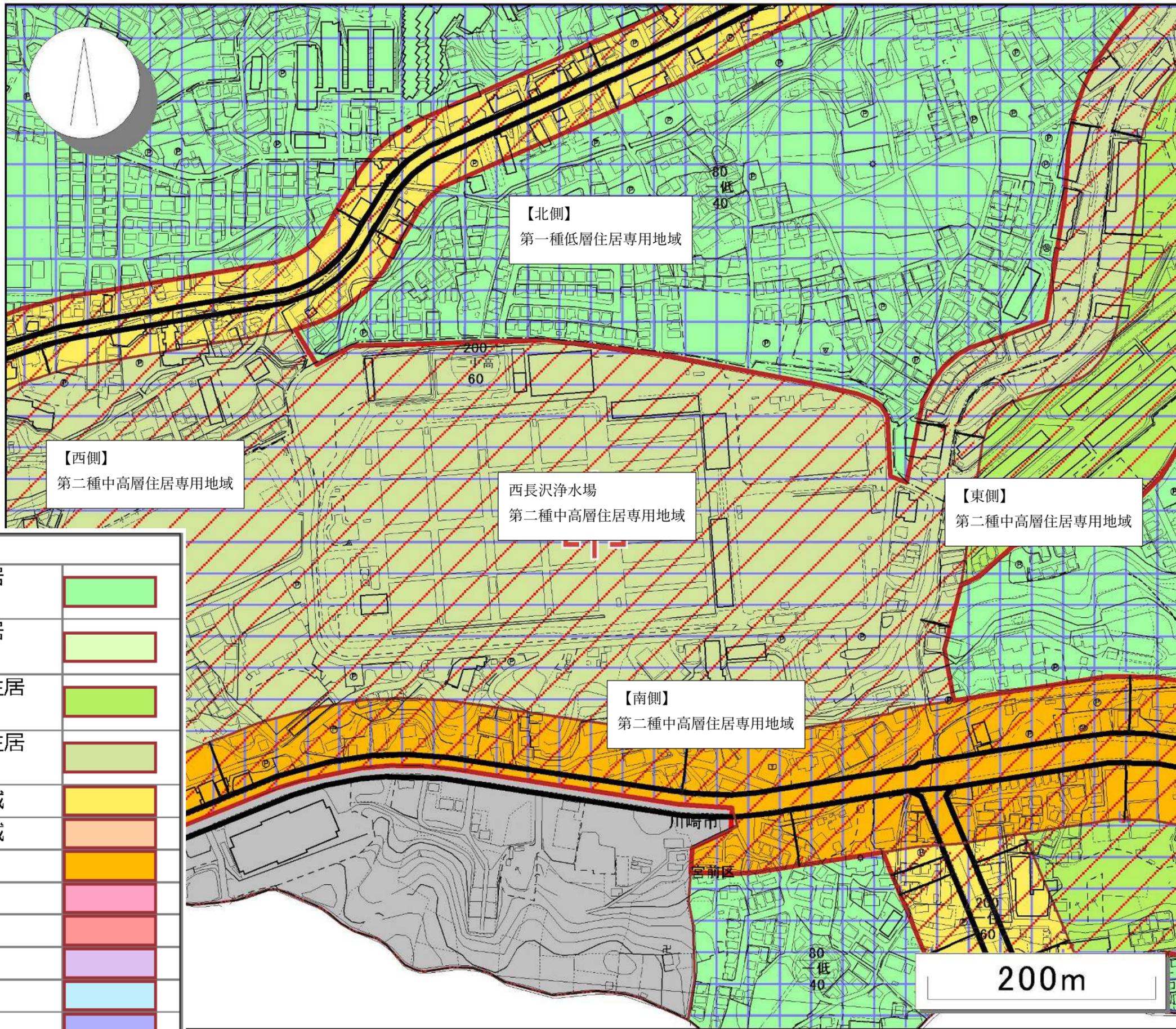


【凡例】  
色付き : 事業対象範囲



【凡例】  
色付き : 事業対象範囲

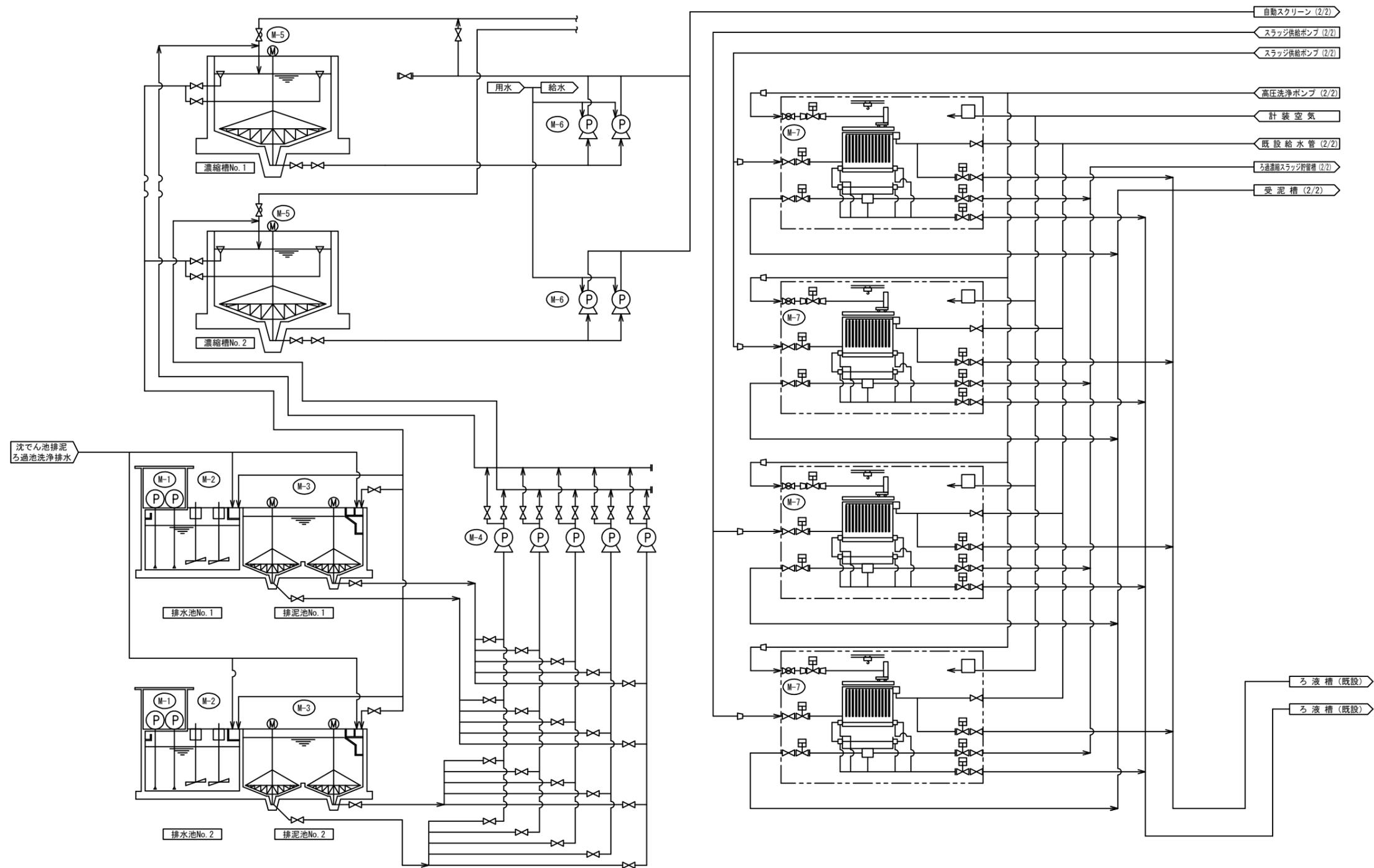
(実施方針)



用途地域	
第一種低層住居 専用地域	
第二種低層住居 専用地域	
第一種中高層住居 専用地域	
第二種中高層住居 専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	

別紙4 既設機械フローシート (二次濃縮①)

(実施方針)



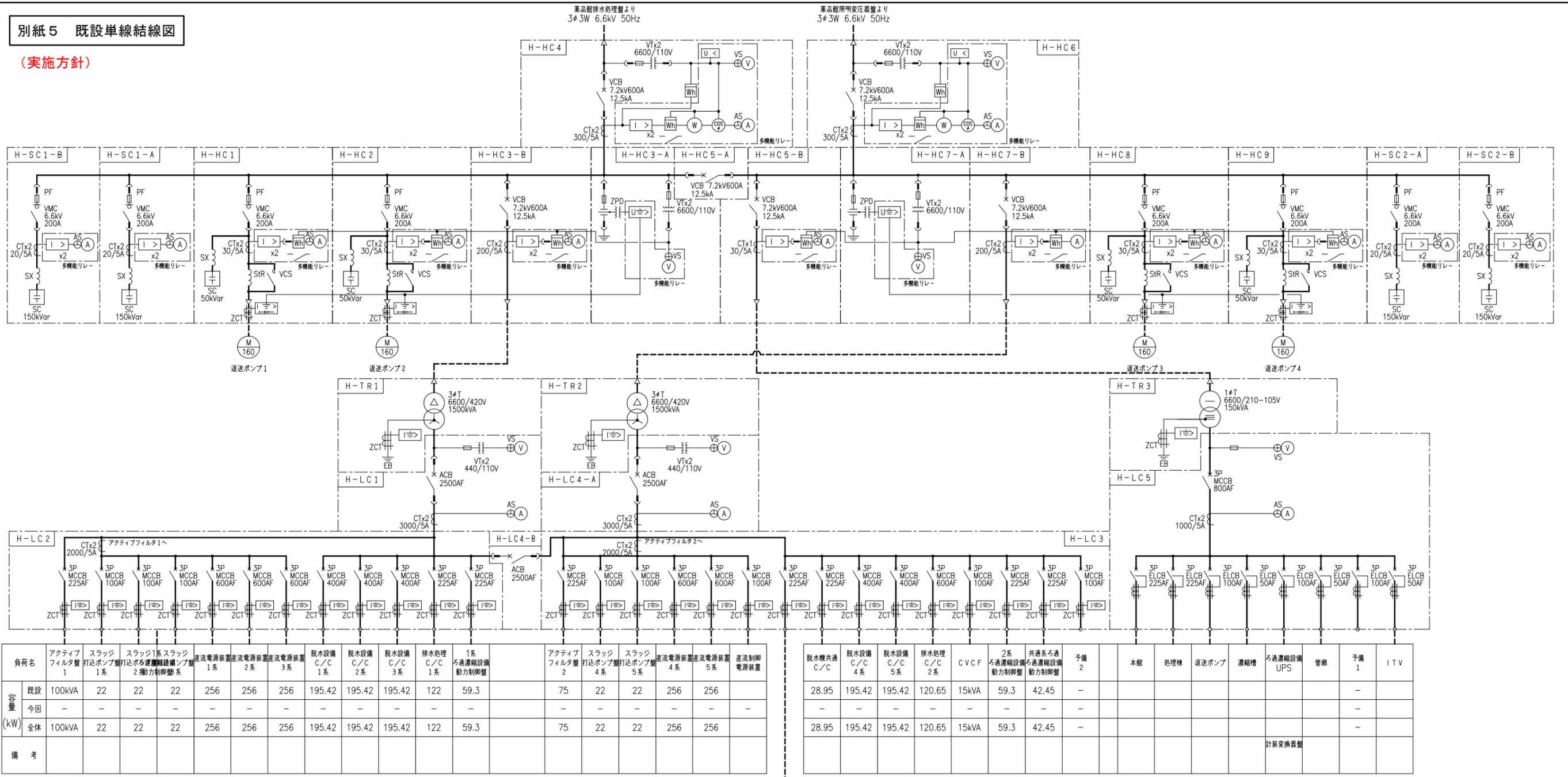
機器番号	M-1	M-2	M-3	M-4	M-5	M-6	M-7
機器名称	返送ポンプ	排水池攪拌機	排泥池掻寄機	排泥池汚泥引抜ポンプ	濃縮槽掻寄機	濃縮槽汚泥引抜ポンプ	ろ過濃縮機
型式				2.0m <sup>3</sup> /min×15m		2.5m <sup>3</sup> /min×10m	サイフォン式
仕様				1250rpm			ろ過面積450m <sup>2</sup> /台
台数	4	4	4	3	2	4	3.7kW+0.6kW+0.9kW
備考							





別紙5 既設単線結線図

(実施方針)

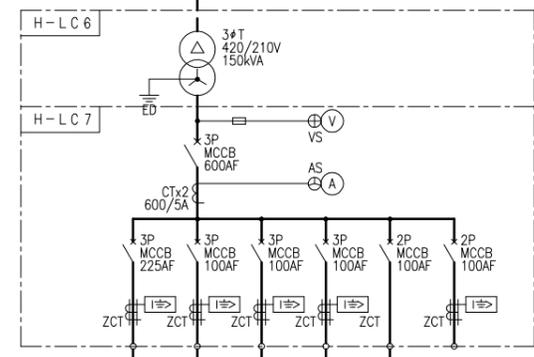


負荷名	アクティブ フィルタ1	スラッシュ 打込ポンプ 1系	スラッシュ1系 打込ポンプ 2系	スラッシュ 打込ポンプ 3系	直流電源装置 1系	直流電源装置 2系	直流電源装置 3系	脱水設備 C/C 1系	脱水設備 C/C 2系	脱水設備 C/C 3系	排水処理 C/C 1系	1系 ろ過濃縮設備 動力制御盤	アクティブ フィルタ2	スラッシュ 打込ポンプ 4系	スラッシュ 打込ポンプ 5系	直流電源装置 4系	直流電源装置 5系	直流制御 電源装置
既設	100kVA	22	22	22	256	256	256	195.42	195.42	195.42	122	59.3	75	22	22	256	256	
今回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全体	100kVA	22	22	22	256	256	256	195.42	195.42	195.42	122	59.3	75	22	22	256	256	

負荷名	脱水機共通 C/C	脱水設備 C/C 4系	脱水設備 C/C 5系	排水処理 C/C 2系	CVC/F	2系 ろ過濃縮設備 動力制御盤	共通系ろ過 濃縮設備 動力制御盤	予備 2	本館	処理棟	運送ポンプ	濃縮槽	ろ過濃縮設備 UPS	管廊	予備 1	ITV
既設	28.95	195.42	195.42	120.65	15kVA	59.3	42.45	-								
今回	-	-	-	-	-	-	-	-								
全体	28.95	195.42	195.42	120.65	15kVA	59.3	42.45	-								

凡例

記号	名称	記号	名称
VCB	真空遮断器	Ⓐ	交流電流計
VMC	高圧真空電磁接触器	ⓐ	交流電圧計
VT	計器用変圧器	Ⓥ	交流電圧計
CT	変流器	Ⓢ	交流電圧計
Tr	変圧器	Ⓣ	周波数計
DC	放電コイル	Ⓚ	力率計
SC	進相用コンデンサ	Ⓦ	電力計
SR	直列リアクトル	Ⓜ	電力量計
MCCB	配線用遮断器	Ⓤ<	不足電圧継電器
MC	電磁接触器	Ⓤ>	地絡過電圧継電器
ZPD	コンデンサ形地絡検出装置	Ⓤ>	過電流継電器
		Ⓤ>	地絡過電流継電器
		Ⓤ>	地絡方向継電器



負荷名	建築動力 (1)	本館動力	換気扇 動力制御盤	建築動力 (2)	計装用空気槽 ドレント ラップ電源	予備 1
既設			17			-
今回			-			-
全体			17			-

- 凡例**
- 情報系LAN (Ethernet) -----
  - 制御系LAN (PEリンク) -----
  - 監視系LAN (FL-NET) -----
  - 任意伝送 -----
  - ハードワイヤ (I/O) -----

別紙6 既設システム構成図①

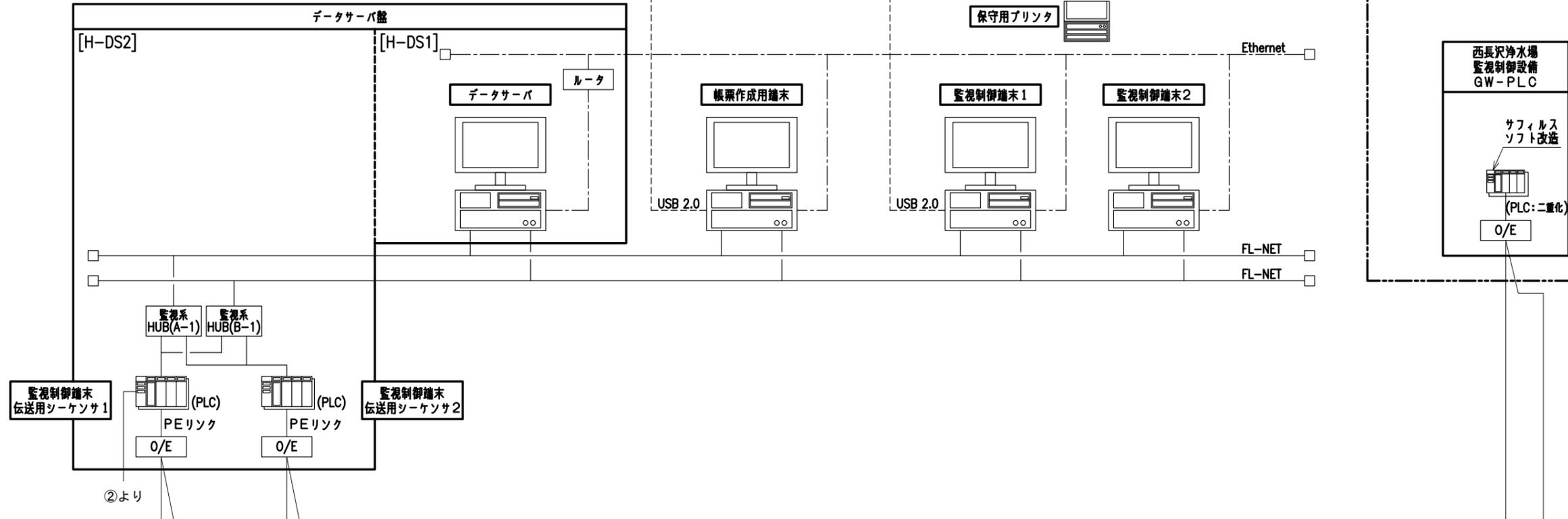
(実施方針)

既設プリンタ1

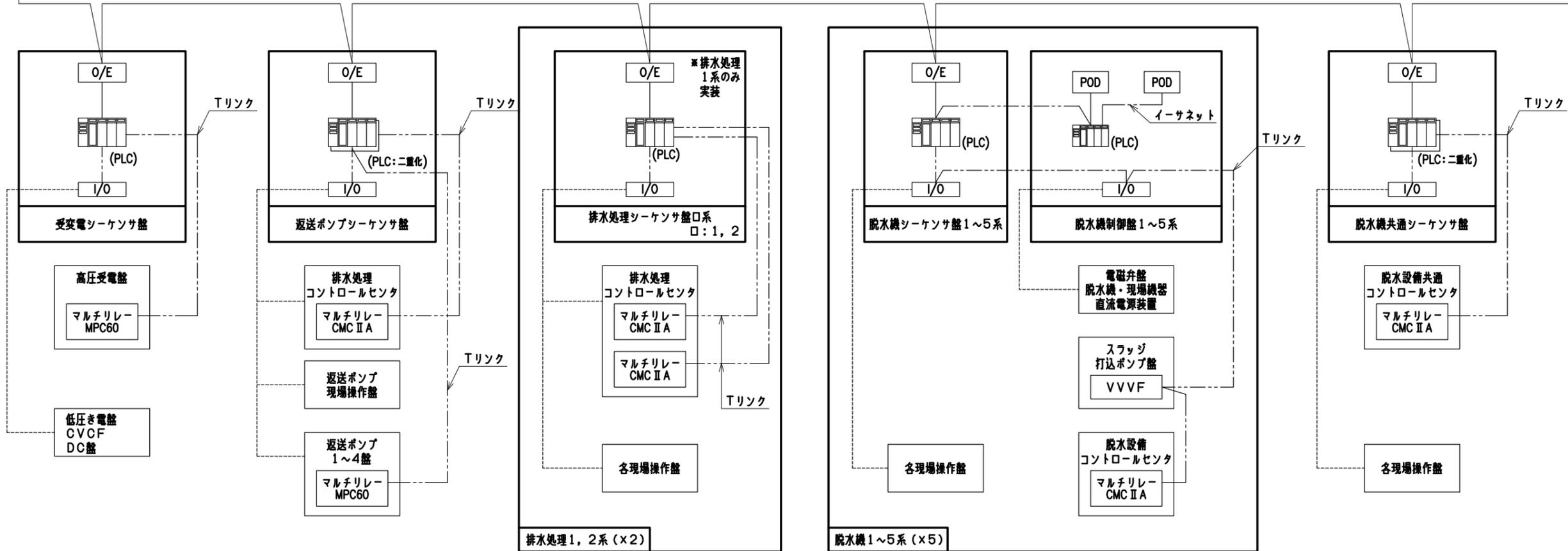
既設プリンタ1

排水処理設備

西長沢浄水場

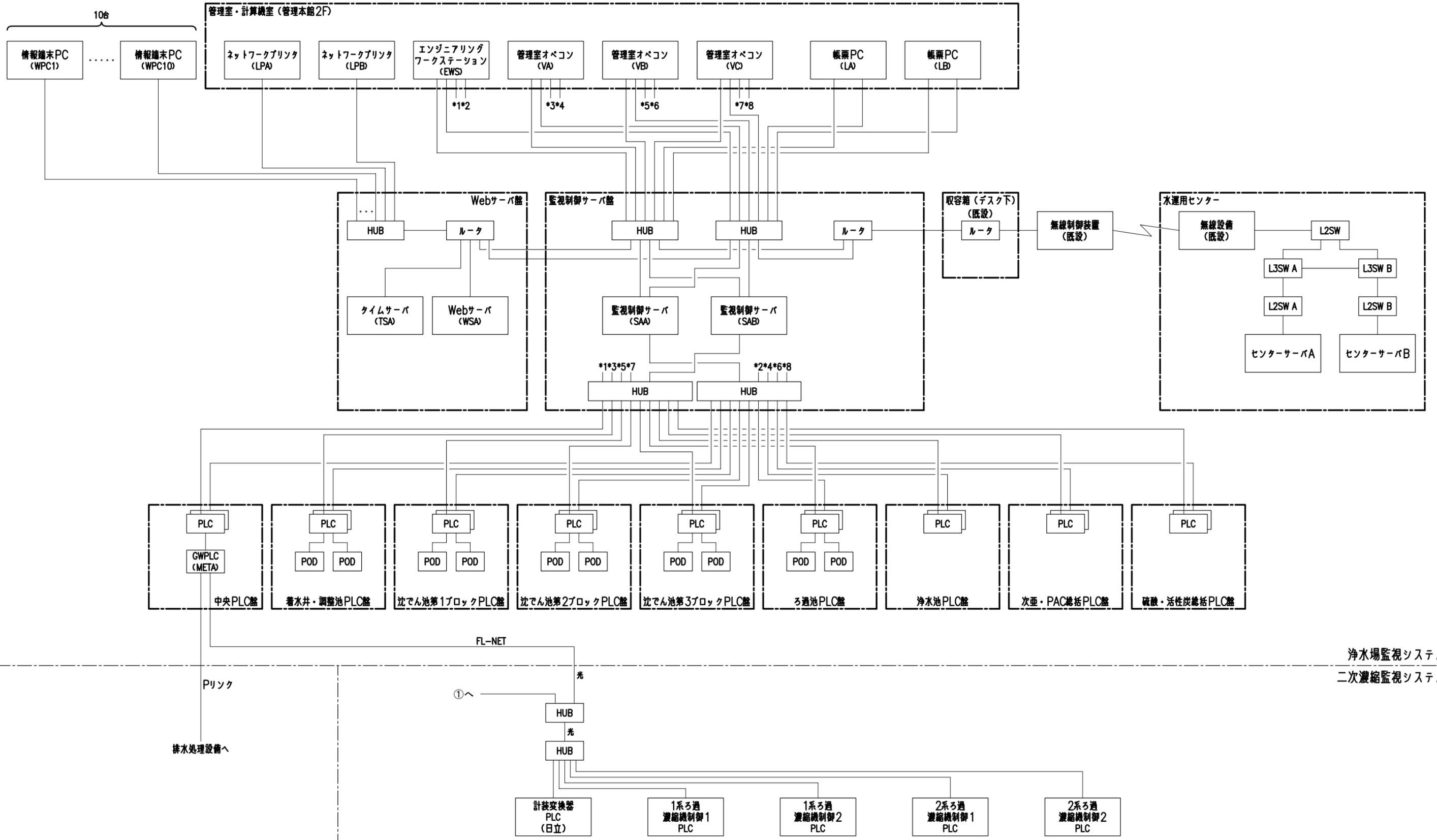


PEリンク (光)



別紙6 既設システム構成図②

(実施方針)



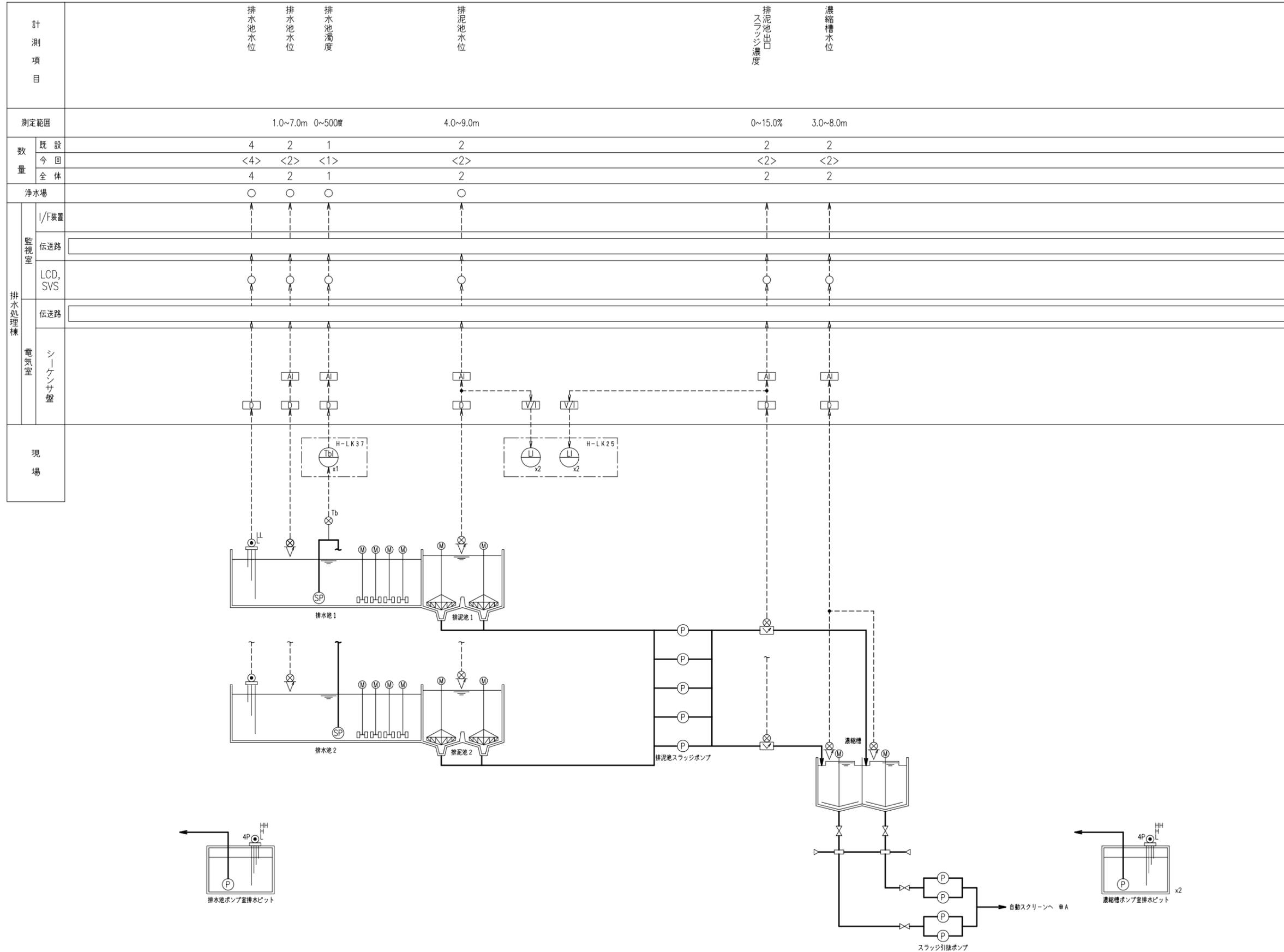
浄水場監視システム  
二次濃縮監視システム

別紙7 既設計装フローシート①

(実施方針)

凡例

記号	名称	備考
⊗	発信器	
⊗	圧力式レベル計	
⊗	電極式レベル計	
⊗	電波式レベル計	
⊗	汚泥濃度計	
L	レベル	
D	濃度	
A	警報設定器	
I	指示計	
V/I	電圧電流変換器	

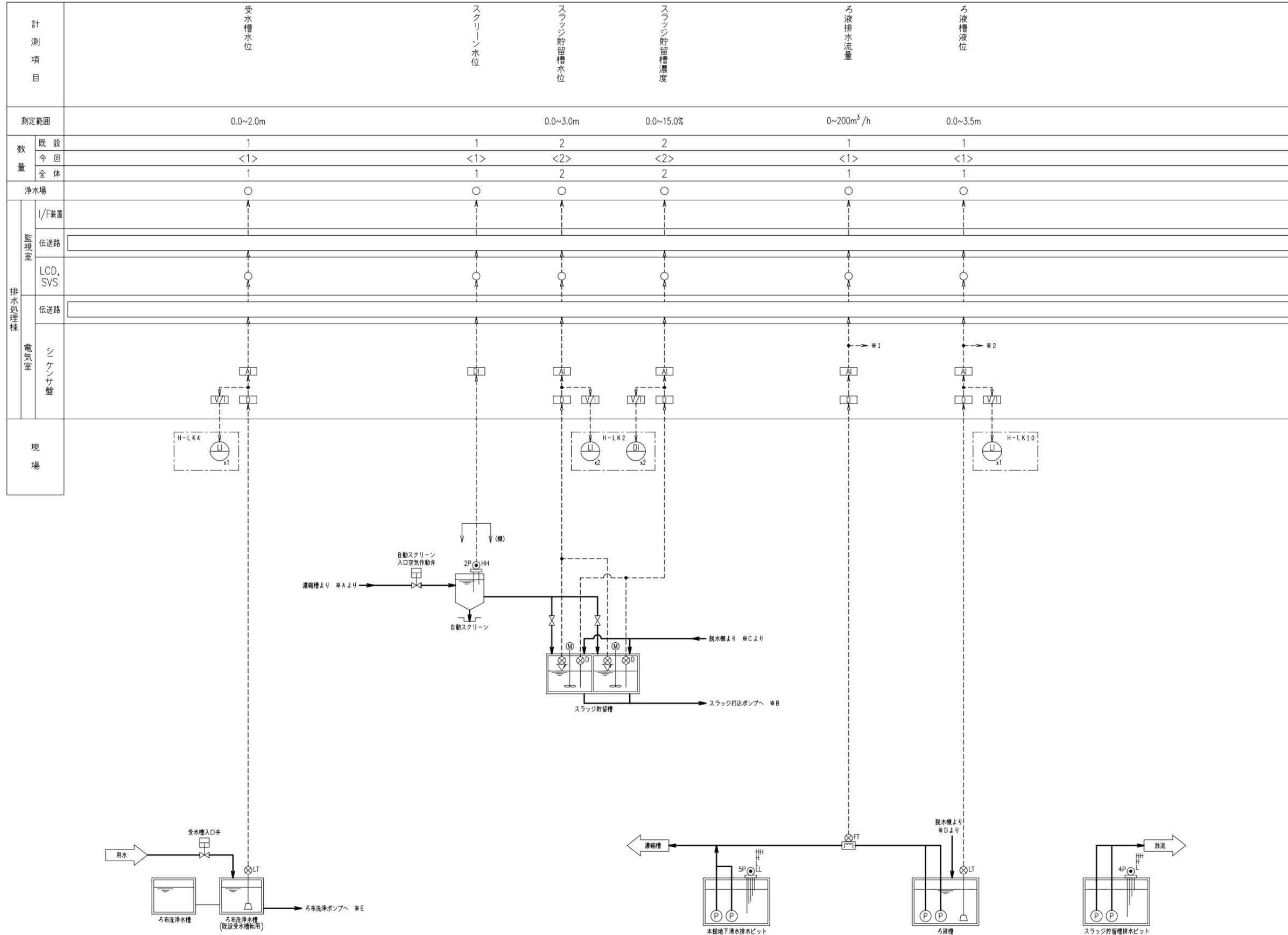


別紙7 既設計装フローシート②

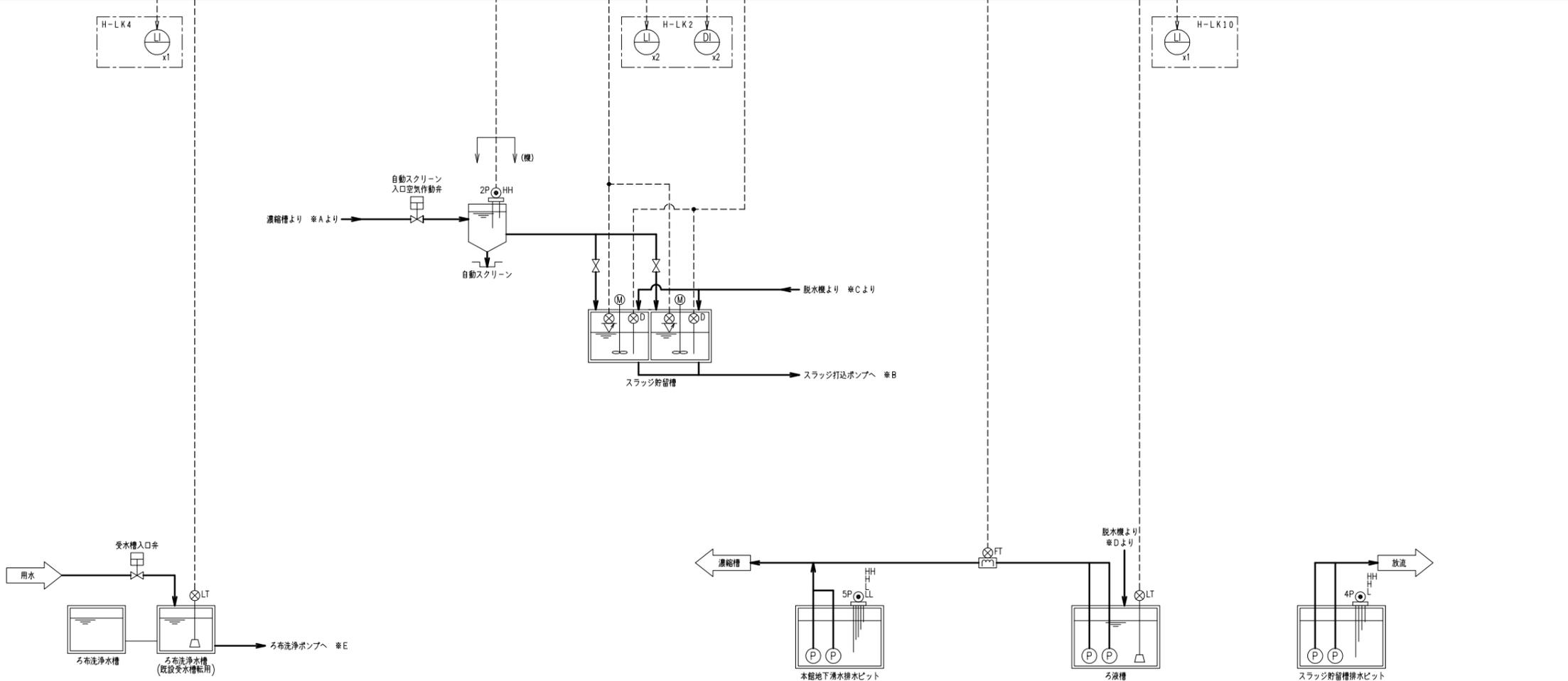
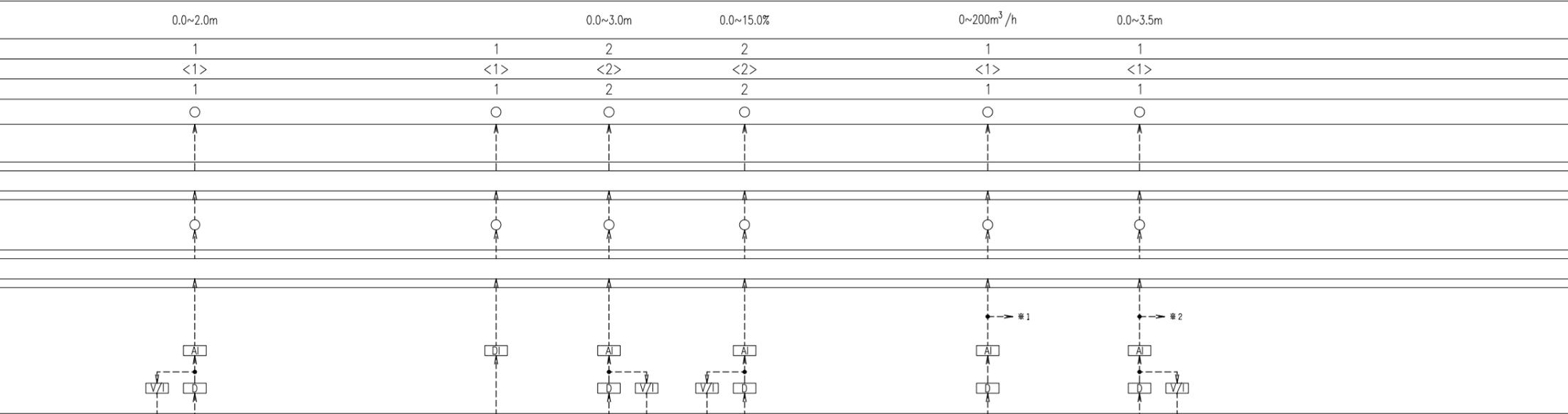
(実施方針)

凡例

記号	名称	備考
⊗	発信器	
⊗	圧力式レベル計	
⊗	電極式レベル計	
⊗	電磁流量計	
L	レベル	
D	濃度	
A	警報設定器	
I	指示計	
V/I	電圧電流変換器	



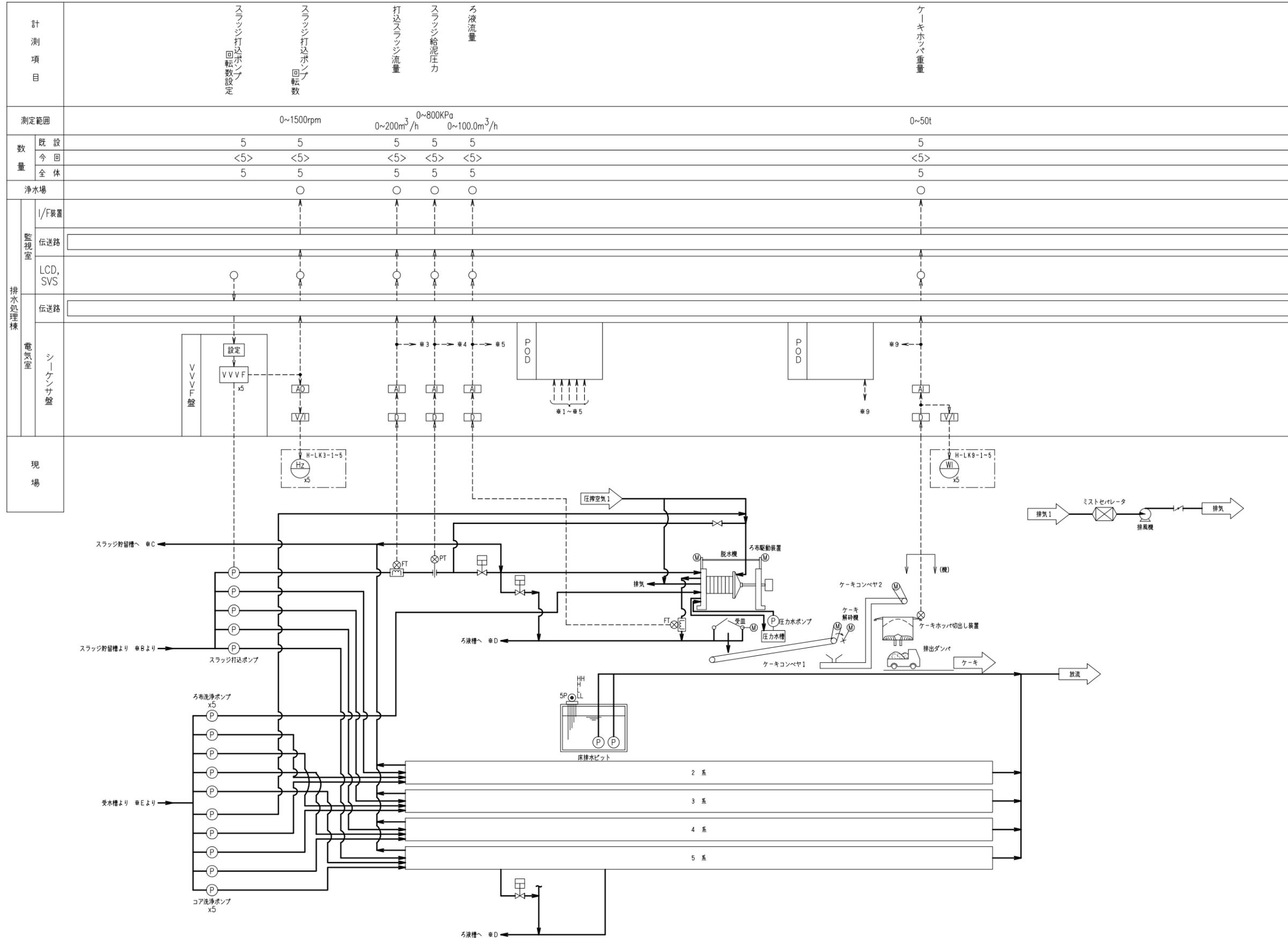
計測項目	受水槽水位	スクリーン水位	スラッジ貯留槽水位	スラッジ貯留槽濃度	ろ液排水流量	ろ液槽水位
測定範囲	0.0~2.0m		0.0~3.0m	0.0~15.0%	0~200m <sup>3</sup> /h	0.0~3.5m
数量	既設	1	1	2	1	1
	今回	<1>	<1>	<2>	<1>	<1>
	全体	1	1	2	1	1
浄水場	○	○	○	○	○	○



別紙7 既設計装フローシート③

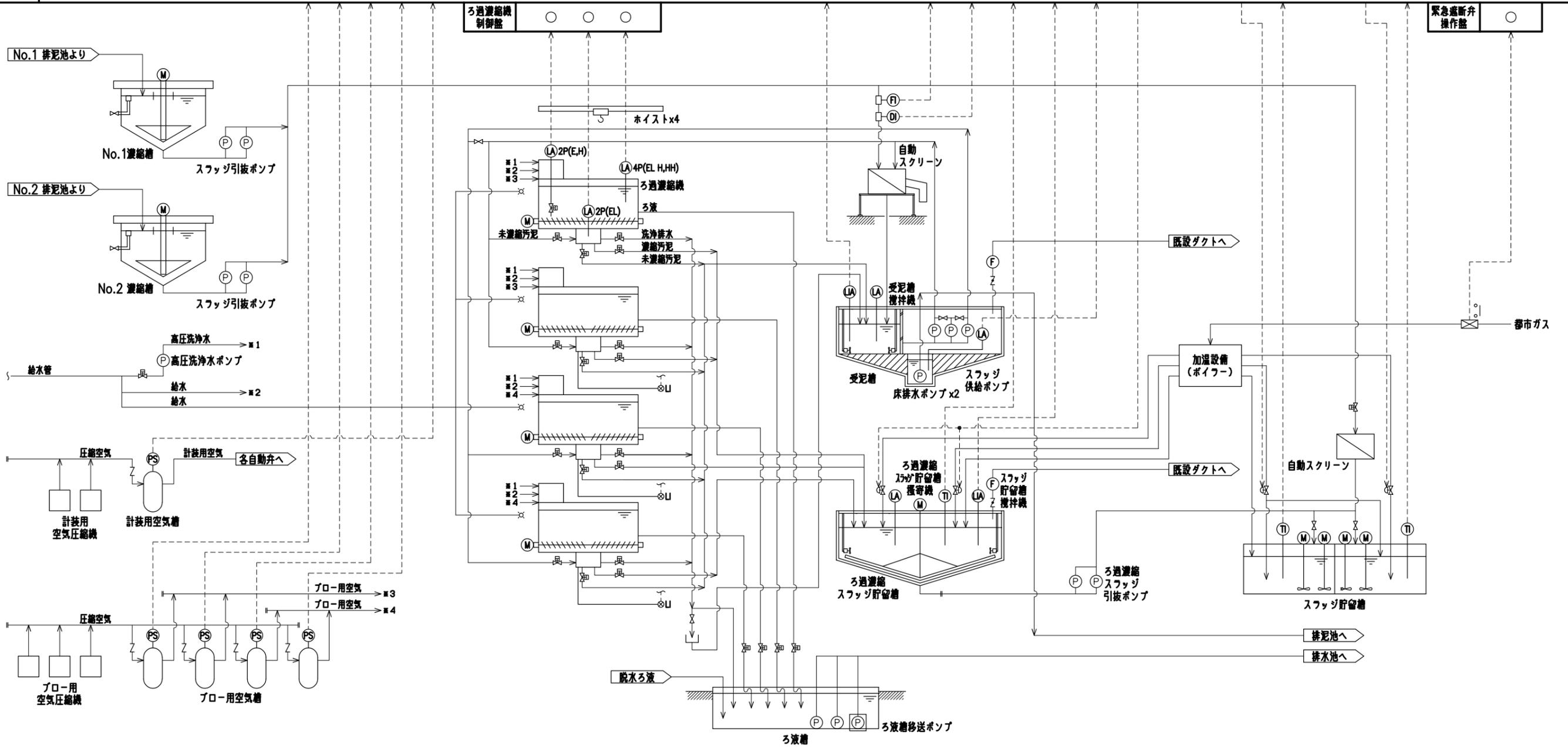
(実施方針)

凡例		
記号	名称	備考
⊗	発信器	
⊕	電極式イ <sup>+</sup> イ <sup>-</sup> 付	
⊗	電磁流量計	
D	濃度	
W	重量	
A	警報設定器	
I	指示計	
V/I	電圧電流変換器	
I/V	電流電圧変換器	



(実施方針)

計測項目	1系プロ用 空気圧力1	1系プロ用 空気圧力2	2系プロ用 空気圧力1	2系プロ用 空気圧力2	計装用空気圧力	ろ過濃縮機 ヘンダー水位	ろ過濃縮機 分岐管水位	ろ過濃縮機 ろ過濃縮機水位	受泥槽水位	濃縮槽引抜汚泥 流量	濃縮槽引抜汚泥 濃度	ろ過濃縮スフッジ 貯留槽温度	ろ過濃縮スフッジ 貯留槽水位	床排水ピット 水位高	設定温度	設定温度	スフッジ貯留槽1 温度	設定温度	スフッジ貯留槽2 温度	都市ガス使用量
スケール						6x2台	1x2台	1x2台	0~6 m	0~900 m <sup>3</sup> /h	0~10 %	0~60 ℃	0~6 m		0~60 ℃	0~60 ℃	0~60 ℃	0~60 ℃	0~60 ℃	
数量	既設	1	1	1	1	6x2台	1x2台	1x2台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	今回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全体	1	1	1	1	6x4台	1x4台	1x4台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
監視制御端末 (LCD)									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
監視制御端末 伝送用ケーブル																				
計装交換器盤									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ろ過濃縮設備 動力制御盤									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



別紙 8 リスク分担表 (1/3)

(実施方針)

【負担者】●：主負担、▲：従負担

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者※1		
				企業団	事業者	
共通	入札・契約	1	入札説明書、要求水準書等の記載内容の変更、誤記及び提示漏れによるもの	●		
		2	企業団の帰責事由による契約締結の遅延、中止	●		
		3	事業者の帰責事由による契約締結の遅延、中止		●	
		4	契約終了手続きに伴う、諸費用の発生及び共同企業体の清算手続きに関するもの		●	
	制度関連	政治	5	事業予算、債務負担行為、契約締結などの議決に関するもの	●	
			6	政策変更による事業の変更・中止に関するもの	●	
		法制度	7	本事業に直接の影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの	●	
			8	本事業に直接の影響を及ぼさない法制度・許認可の新設・変更によるもの		●
		許認可	9	企業団が手続きすべき許認可・届出の遅延によるもの	●	
			10	事業者が手続きすべき許認可・届出の審査等の遅延であって事業者の事由によらないもの	●	
			11	事業者が手続きすべき許認可・届出の遅延であって、事業者の事由によるもの		●
		行政指導	12	事業者の帰責事由による行政指導に伴う事業の変更・遅延に関するもの		●
			13	企業団が対応すべき行政指導に伴う事業の変更・遅延に関するもの	●	
		税制変更	14	消費税などの本事業に直接の影響を及ぼす税制度の新設・変更によるもの	●	
	15		法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税制度の新設・変更によるもの		●	
	社会	第三者賠償	16	事業者の帰責事由による第三者賠償等に関するもの		●
			17	企業団の帰責事由による第三者賠償等に関するもの	●	
		住民対応	18	本事業の実施そのものに関する地元合意形成等に関するもの	●	
			19	事業者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）に関する地元合意形成等であって、事業者の帰責事由によらないもの（企業団の指示により実施したもの等）	●	
			20	事業者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）に関する地元合意形成等であって、事業者の帰責事由によるもの		●
		環境問題	21	事業者の提案内容、業務に起因する環境問題に関するもの		●
	22		企業団が指示する環境問題に関するもの	●		
	業務	事業者の発注する業務	23	事業者が発注する契約の管理・内容変更等に関するもの		●
		想定外業務	24	第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）により、事業変更・施設運転停止・事業継続が困難となる場合	●	▲※2
	安全	事故災害	25	事業者の帰責事由による事故災害に関するもの		●
			26	企業団の帰責事由による事故災害に関するもの	●	
		安全確保	27	事業者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）における安全性の確保		●
		28	企業団が行う業務（企業団が別途発注する業務を含む）による安全性の確保	●		
	労務	教育・研修	29	関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保		●
		ハラスメント行為	30	事業者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下		●
		不正犯罪	31	事業者の従業員の不誠実行為等による業務停止、契約解除		●
			32	事業者の帰責事由による情報の漏洩		●
		33	企業団の帰責事由による情報の漏洩	●		
	資金	物価変動	34	本事業に係るインフレ・デフレ（物価変動）に関する費用の増減	●	▲※3
		保険の付保	35	事業者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）の各段階のリスクをカバーする保険に関するもの		●
	変更・中断	計画変更	36	企業団の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	●	
			37	事業者の帰責事由による事業の中断に関するもの		●
		事業の中断	38	企業団の帰責事由による事業の中断に関するもの	●	
			39	事業者の帰責事由による契約不履行に関するもの		●
		契約不履行	40	企業団の帰責事由による契約不履行に関するもの	●	
			41	事業期間中の技術進歩や創意工夫に伴い、事業の内容に変更が必要となる場合	▲※4	▲※4
	不可抗力	42	本事業に係る戦争、暴動、天災（風水害、地震、噴火等）、パンデミック他、通常の見込み可能な範囲外のものであって、企業団及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等	●	▲※5	

※1 リスク分担にない事象については企業団と事業者間で協議のうえ対応方法を決定する

リスク分担が定められた事業についても、その発生事象や発生事由に応じてリスク分担について協議を行うものとする

※2 事業者の善管注意義務違反や業務不履行等によるもの

※3 一定の割合を超える費用負担は企業団、それ以外は事業者が負担とし、その割合は設計建設工事請負契約書(案)及び運転維持管理業務委託契約書(案)において定める

※4 企業団および事業者からの提案があり、新技術の内容や金額の増減（契約の変更）に両者が合意した場合（プロフィットシェア含む）

※5 企業団のリスク負担を基本とするが、被害を最小限にとどめる経済的動機付けのため、生じた損害の一部を事業者に負わせるもの

## (実施方針)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者※6	
				企業団	事業者
調査・設計	調査	43	企業団が実施した測量・地質調査に関するもの	●	
		44	環境汚染物質（アスベスト・PCB等）の対策に関するもの	●	●※7
		45	埋蔵文化財の存在に関するもの	●	●※7
		46	事業者が実施した測量・地質調査に関するもの		●
	設計	47	企業団の帰責事由（提示条件の大幅な変更等）による設計の完了遅延・設計費の増加	●	
		48	事業者の帰責事由（提案の不備、設計の不備、事業者の事由による履行遅れ等）による設計の完了遅延・設計費の増加		●
工事	用地	49	事業用地の確保に関するもの	●	
		50	事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保		●
		51	土壌汚染、地中障害物（残置廃棄物、不発弾等）、既存資料（地下埋設物、撤去対象施設等）及び現地で把握あるいは予見が不可能な地下埋設物に関するもの	●	
		52	既存資料及び現地で把握あるいは予見が可能な地下埋設物及び撤去対象施設に関するもの		●
	工事遅延	53	事業者の帰責事由による工事の遅延		●
		54	企業団の帰責事由による工事の遅延	●	
	工事費増加	55	事業者の帰責事由による工事費の増加		●
		56	企業団の帰責事由による工事費の増加	●※8	
	工事監督・工事監理・工事管理	57	企業団が実施する工事監督に関するもの	●	
		58	事業者が実施する工事監理に関するもの		●
		59	工事の現場管理に関するもの		●
	施設性能	60	施設の要求性能不適合、施工不良に関するもの		●
	引渡前損害	61	施設、工事材料又は建設機械器具等について生じた不可抗力による施設の引渡前損害	●	▲※9
		62	企業団の帰責事由による引渡前損害	●	
施設の契約不適合責任	63	施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間中）		●※10	
	64	施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間後）	●※10		

※6 リスク分担にない事象については企業団と事業者間で協議のうえ対応方法を決定する

リスク分担が定められた事業についても、その発生事象や発生事由に応じてリスク分担について協議を行うものとする

※7 調査結果として、要求水準書や閲覧資料等で明示した部分は事業者負担とする。

※8 企業団の提示条件及び指示の不備・変更による設計変更、計画の変更など

※9 一定の割合を超える費用負担は企業団、それ以外は事業者が負担とし、その割合は設計建設工事請負契約書(案)において定める

※10 契約不適合責任期間は設計建設工事請負契約書（案）において定める

別紙 8 リスク分担表 (3/3)

(実施方針)

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者※11	
					企業団	事業者
運転維持管理	発生土	処分	65	事業者の帰責事由による処分の不備		●
			66	事業者が契約する搬出業者・処分業者の廃業、事業停止に伴う処分の不備		●
			67	企業団の帰責事由による処分の不備	●	
	施設	施設性能 (新設対象施設)	68	施設の契約不適合によるもの(契約不適合責任期間中)		●※12
			69	施設の契約不適合によるもの(契約不適合責任期間後)	●※12	
			70	事業者が実施する機器等更新について、事業者の帰責事由により不具合が発生した場合		●
		施設性能 (継続利用施設)	71	既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの	●	
			72	事業者の帰責事由による性能不足に関するもの(事業者提案による改良、運転維持管理の人為的なミス等に起因するもの)		●
		施設の損傷	73	事業者の帰責事由による施設の損傷に関するもの		●
			74	企業団の帰責事由による施設の損傷に関するもの	●	
		ライフライン・消耗品	75	電気、水道等の供給停止によるもの	●	
			76	ガスの供給停止によるもの		●
			77	事業者の帰責事由による下水放流の不備		●
			78	事業者が調達する消耗品等の不備に関するもの		●
		通信システムの障害復旧、安全対策	79	事業者が使用するOA機器等、事業者の帰責事由によるもの		●
			80	企業団の帰責事由によるもの	●	
		運転維持管理費の増加	81	事業者の帰責事由による運転維持管理費の増加		●
	82		企業団の帰責事由による運転維持管理費の増加	●※13		
	業務引継ぎ	83	事業終了時の業務引継ぎの不備		●	
	事業終了時の施設の状況	84	事業終了時の施設状況の要求水準の未達成		●	

※11 リスク分担にない事象については企業団と事業者間で協議のうえ対応方法を決定する

リスク分担が定められた事業についても、その発生事象や発生事由に応じてリスク分担について協議を行うものとする

※12 契約不適合責任期間は設計建設工事請負契約書(案)において定める

※13 企業団の提示条件及び指示の不備・変更による設計変更、計画の変更など